

令和8年山形県教育委員会4月定例会

令和8年4月24日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

(1) 山形県立図書館運営基本プラン（第2次）の策定について

(生涯教育・学習振興課)

(2) 山形盲学校のアスベスト調査結果及び今後の対応について (教育政策課)

(3) 県外志願者受入れ制度に係る要綱の一本化について (高校教育課)

5 議 題

議第1号 博物館法に基づく博物館の登録について

(生涯教育・学習振興課)

議第2号 博物館法に基づく博物館に相当する施設の指定について

(生涯教育・学習振興課)

議第3号 令和8年度山形県教科用図書選定審議会委員の任命について

(義務教育課)

6 閉 会

山形県立図書館運営基本プラン(第2次)の概要



- 目的：これまでの取り組み成果と課題等を踏まえ、県立図書館としての機能を強化し、県民の読書活動の推進及び生涯学習の環境を整えるため策定するもの
- 性格：図書館法第7条の2に基づく「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に規定される「基本的運営方針」であり、中期的な「事業計画」の性格を持つもの
- 期間等：令和8年度から令和12年度までの5年間（令和8年3月策定）

県立図書館を取り巻く社会環境の変化

- ◆ 人口減少の加速化
- ◆ グローバル化の進展
- ◆ 生成AIを始めとするデジタル化の急速な進展
- ◆ 共生・社会的包摂性が求められる社会
- ◆ 若い世代を中心に「読書離れ」が進展
- ◆ 学校の情報通信環境の充実、資料等のデジタル化の推進

次期プランへの主な意見等

- 【推進が必要な取り組み】
- ◆ 利用しやすい雰囲気・環境づくりの推進
 - ◆ イベントなど来館を促す取り組みの展開
 - ◆ 児童・生徒の図書館利用の促進、学校との連携強化
 - ◆ インターネットによる情報発信の更なる強化
 - ◆ 非来館型サービスの周知広報の強化
 - ◆ 電子書籍サービスの充実
 - ◆ 貴重資料のデジタル化の推進 等

プランの関連計画(現時点)

- 【プランの取り組みで準拠する計画】
- ◆ 第7次山形県教育振興計画
・前期計画：令和7年度～11年度
 - ◆ 第4次山形県子ども読書活動推進計画
・期間：令和6年度から概ね5年間
 - ◆ 第4次山形県総合発展計画
・後期実施計画：令和7年度～11年度

目指す姿

「県民一人ひとりの生涯学習の基盤となり、知の集積と循環によって、新たな知恵や活力を生み出し、県民の成長と地域の賑わいに貢献する図書館」

- 県民誰もが生涯にわたり学び成長する **多様な読書環境**を提供し、県民の **ウェルビーイング向上**に貢献している。
- **人々が集い、学び、交流し、新たな価値を創造**する「知の拠点」として、県内図書館等と連携し、**地域の課題解決**や文化の継承・発展・創造的な活動を支援している。
- グローバル化やDX化の進展など変化の激しい現代社会に柔軟に対応し、**多様性や包摂性のある共生社会の実現**に寄与している。

3つの行動指針

※目指す姿に到達するため、3つの行動指針と3つの視点を持って取り組みを推進

- 【行動指針1 ときめく図書館】 ・本や人との出会いの場・情報の結節点として知の循環を促進し、県民誰もが生涯にわたりワクワク感(意欲、興味、関心)を持って学び続けられる空間とサービスを提供します。
- 【行動指針2 たよれる図書館】 ・県民の学びや地域課題解決等を支援する資料を集積し活用を図るとともに、県内図書館全体のサービス充実につながる連携を強化します。
- 【行動指針3 つながり・ひろがる図書館】 ・ICTの活用による利便性の向上と資料のデジタル化の推進により、県民誰もが図書館サービスを等しく享受できる環境づくりを進めるとともに、多様な主体との連携・協働を強化し、多岐にわたる県民ニーズや時代の要請に応える図書館サービスの充実を図ります。

3つの視点

【視点1 戦略的な情報発信】 【視点2 変化への対応】 【視点3 図書館機能を活かした施策への貢献】

主な取り組み方策

| | |
|--|---|
| 1 ときめく図書館 ～学びの意欲を喚起する空間とサービスの提供～ | |
| (1)本との出会いを演出し、賑わいの拠点となる 図書館づくり | ◇ 地域、学校、NPO 等多様な主体と連携して実施する賑わいの創出 ◇ 知的探究心を刺激し、来館のきっかけとなる企画の実施 ◇ 県立図書館職員の専門性と ホスピタリティの向上 |
| (2) 県民誰もが 生涯にわたり利用できる図書館づくり | ◇ 乳幼児期からの利用促進と読育の推進 ◇ 児童・生徒の利用促進と 読書活動の推進 ◇ 誰もが利用しやすい 快適かつ安全安心なサービスの推進 |
| 2 たよれる図書館 ～県民を支える資料の収集・活用と県内図書館との連携強化～ | |
| (1)県民の暮らしや課題解決、調査研究を支援する 資料の収集と活用 | ◇ 「山形県に関する資料は県立図書館にある」ことを目指した郷土に関する資料の収集・保存とその効果的な活用 ◇ 県内地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料・情報の収集・提供及び 効果的な活用 |
| (2)県内図書館全体のサービス充実に向けた県立図書館の役割の発揮 | ◇ 県立図書館の特性や役割を踏まえた県内図書館 等 への支援の充実 ◇ 県内図書館を支える職員等の研修の充実 ◇ 県内図書館との連携による重層的な図書館サービスの充実 |
| 3 つながり・ひろがる図書館 ～デジタル化と連携協働によるサービスの充実～ | |
| (1) ICT を活用した利便性の向上とデジタル化の推進 | ◇ 電子書籍サービスの 充実 ◇ 非来館型サービスの周知広報と利便性向上 ◇ 貴重資料のデジタル化による長期保存対策と利活用の推進 |
| (2)連携・協働によるサービスの充実 | ◇ 県民や団体等との連携・協働によるサービスの充実 ◇ 協働による賑わいづくりを推進するネットワークづくり ◇ 次代に引き継ぐ資料の積極的な寄贈受入れ |

山形県立図書館 運営基本プラン（第2次）



令和8年3月

山形県立図書館

目次

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1章 プラン策定の趣旨 | 1 |
| 1 プラン策定の目的 | 1 |
| 2 プランの性格 | 1 |
| 3 プランの期間 | 1 |
| 4 プランの進捗管理 | 1 |
| 第2章 山形県立図書館運営基本プラン 2025 の成果と課題 | 2 |
| 1 行動指針1【ときめく図書館】 | 2 |
| 2 行動指針2【たよれる図書館】 | 2 |
| 3 行動指針3【つながり・ひろがる図書館】 | 3 |
| 第3章 プランの内容 | 5 |
| I 基本理念及び目指す姿 | 5 |
| II 3つの行動指針 | 5 |
| III 3つの視点 | 5 |
| IV 取組み方策 | 6 |
| 1 ときめく図書館 | 6 |
| （1）本との出会いを演出し、賑わいの拠点となる図書館づくり | 6 |
| （2）県民誰もが生涯にわたり利用できる図書館づくり | 6 |
| 2 たよれる図書館 | 8 |
| （1）県民の暮らしや課題解決、調査研究を支援する資料の収集と活用 | 8 |
| （2）県内図書館全体のサービス充実に向けた県立図書館の役割の発揮 | 8 |
| 3 つながり・ひろがる図書館 | 10 |
| （1）ICTを活用した利便性の向上とデジタル化の推進 | 10 |
| （2）連携・協働によるサービスの充実 | 11 |
| 山形県図書館協議会委員名簿及び「運営基本プラン（第2次）」の策定経過 | 12 |

【表紙イラスト】

山形県立図書館のロゴマークを使用。県の花「紅花」をモチーフに、花開いた紅花から様々な発見が飛び出す様子を表現しました。県立図書館が県民の皆様の知の土壌となり、県民の皆様の「知りたい」「学びたい」という知の種が健やかに成長しやがて花開くようにという願いと決意が込められています。

第1章 プラン策定の趣旨

1 プラン策定の目的

- ◇県立図書館は、「県立図書館活性化基本計画／平成28年3月策定(活性化検討委員会)」に基づき実施された大規模改修工事によって大きく機能が向上し、令和2年2月1日にリニューアルオープンしました。
- ◇図書館の理念や生涯教育施設として担うべき役割をベースに置きながら、リニューアルを経て生まれ変わった新しい県立図書館の機能を最大限に活用し、全ての県民が利用しやすい図書館づくりを着実に進めていくため、「県立図書館活性化基本計画」に掲げる方策を基に、「県立図書館運営基本プラン2025」(令和4年度～7年度)を策定し、県立図書館の活性化に取り組んできました。
- ◇この間、人口減少の加速化やグローバル化の進展に加え、生成AIを始めとするデジタル化の急速な進展や、共生社会の実現に向けた機運の高まりなど、図書館を取り巻く社会環境は大きく変化をしてくれています。
- ◇このような中、これまでの取組み成果と課題も踏まえ、様々な社会の変化や多様化する県民ニーズに適切に対応できる県立図書館としての機能を強化し、県民の読書活動の推進及び生涯学習の環境を整えるため、「県立図書館運営基本プラン(第2次)」(令和8年度～令和12年度)を策定するものです。

2 プランの性格

- (1) 図書館法第7条の2に基づく「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に規定される「基本的運営方針」であり、中期的な「事業計画」の性格を持つものです。
- (2) 「第7次県教育振興計画」、「第4次県子ども読書活動推進計画」及び「第4次県総合発展計画」に掲げる施策展開に準拠します。

3 プランの期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 プランの進捗管理

- (1) 毎年度、本プランに基づく具体的な取組みを掲げた運営方針を策定します。
- (2) 運営方針に基づき実施した取組みとその成果は、目標指標の達成状況とあわせて、毎年度、県図書館協議会に報告します。

第2章 山形県立図書館基本運営プラン 2025 の成果と課題

1 行動指針1【ときめく図書館】

(1) 成果

- 「本との出会いを演出し、賑わいの拠点となる空間づくり」については、県内の大学生や団体に構成する「賑わいづくり企画・実行委員会」の意見を取り入れたイベント等を実施するなど、季節毎（年4回）に図書館フェスタを開催しました。また、社会情勢・時節を捉えたタイムリーな講座や企画展示を実施してきました。このことにより、来館者数は令和2年度末と比較して増加しており、イベント参加者の満足度も目標を概ね達成していることから、これらイベント等の実施が賑わい創出に一定程度効果をもたらしたものと考えます。
- 「乳幼児から高齢者まで生涯にわたり利用できる図書館づくり」については、児童・生徒の利用促進として、高校図書委員によるおすすめ本を自作 POP とともに展示する企画等を実施し、若い世代の読書意欲の喚起につなげています。また、ビジネス及びリカレント等の支援として、県担当課・中小企業関連機関との連携展示等を実施しました。

(2) 課題

- 読書バリアフリー推進に向けた企画展示や体験イベントの開催、サピエ図書館への加盟、対面朗読サービスの実施など、ユニバーサルデザインの視点に立った快適かつ安心して利用できるサービスを推進してきたところですが、まだ十分に活用されていない状況です。障がいの有無にかかわらず、高齢者なども含めた読書に困難を抱える方などにも利用していただくため、それらサービスの利用促進とさらなる充実に向け取り組んでいく必要があります。

(3) 目標指標の実績

| 指標名 | 基準 令和2年度末 | 目標 令和7年度末 | 実績 令和6年度末 | 令和6年度末時点での達成状況 |
|-------------------|--------------|-----------------------|--------------|----------------|
| 新規利用登録者数 | 4,202人 | 各年度4千人以上 | 3,173人 | 未達成 |
| 個人貸出冊数 | 290,773冊 | 380,000冊 | 287,948冊 | 未達成 |
| イベント参加の満足度(5段階評価) | — | アンケートを実施した全てのイベントで4以上 | 18/19で4以上 | 概ね達成 |
| (参考) 遊学館入館者数 | 177,058人 | — | 270,210人 | — |

2 行動指針2【たよれる図書館】

(1) 成果

- 「県民の暮らしや課題解決、調査研究を支援する蔵書づくり」については、本県居住者・出身者の著作物や本県に関する出版物等を優先的に選定したほか、市町村立図書館（室）とも連携しながら、郷土出版物や行政刊行物、校史・社史についても積極

的に収集しました。また、市町村立図書館（室）での収集が困難な資料、専門書、参考資料等の収集を行ってきました。

- 「県内図書館全体のサービス充実に向けた県立図書館の役割の発揮」については、山形県図書館研究大会の開催や図書館職員を対象とした専門研修を実施し、研修参加者の満足度は5段階評価で全て4以上と目標を達成しています。

(2) 課題

- 県立図書館の特性や役割を踏まえた県内図書館への支援として、一括特別貸出及びセット貸出の利用促進を図ってきましたが、まだ十分に活用されていない状況のため、サービスの周知広報を強化するなど、利用を推奨していく必要があります。また、市町村立図書館（室）への相互貸借に係るアンケート調査では、満足度において目標に達していないことから、引き続き相互利用に関して利便性向上を図る必要があります。

(3) 目標指標の実績

| 指 標 名 | 基 準 令和2年度末 | 目 標 令和7年度末 | 実 績 令和6年度末 | 令和6年度末時点 での達成状況 |
|--------------------------------|---------------|---------------|---------------|---|
| 蔵書回転率(個人貸出数/蔵書冊数) | 40.2% | 50% | 31.6% | 未達成 |
| パスファインダー数 | 45点 | 50点 | 55点 | 達 成 |
| 県内市町村立図書館(室)への貸出冊数 | 6,136冊 | 12,000冊 | 目標値見直し | 令和6年度から指標を「県立図書館から市町村立図書館(室)への相互貸借に係る満足度」に変更(令和7年度末5段階評価で4以上) |
| 相互貸借に係る県内市町村立図書館(室)の満足度(5段階評価) | | 4.0 | 3.7 | |
| 学校図書館への延べ貸出回数(一括・セット) | 17回 | 30回 | 26回 | 未達成 |
| 図書館職員研修の参加満足度(5段階評価) | — | 全研修で4以上 | 3/3で4以上 | 達 成 |

3 行動指針3【つながり・ひろがる図書館】

(1) 成果

- 「インターネットを活用した利便性の向上とデジタル化の推進」については、令和6年11月に電子書籍サービスを開始し、いつでもどこでも県立図書館の資料を活用できるようになりました。また、利用登録申請やインターネット予約貸出サービス等のウェブによる手続きを推進してきたことにより、インターネット予約貸出のうち他館受取冊数は令和2年度末と比較して増加しており、目標を達成しています。SNSによる情報発信については、これまでのFacebook、X、YouTubeに新たにInstagramを加え、情報発信手段を拡充しました。
- 「連携・協働によるサービスの充実」については、従前のボランティア制度の活動内容を拡充し、対象年齢も引き下げた上で、新たに運営協力サポーター制度を開始しました。目標指標のサポーター登録者数については、概ね達成しています。

(2) 課題

- 「貴重資料等のデジタル化による長期保存対策と利活用」については、江戸期の和装本・絵図や明治期の石版画・写真をデジタル画像化した「デジタルライブラリー」を整備してきたところですが、点数が十分ではないことから、貴重資料の更なるデジタル化を行い、長期保存と活用を推進していくことが必要です。また、SNSによる情報発信について、閲覧数が伸びていないことから、発信力の強化が必要です。

(3) 目標指標の実績

| 指標名 | 基準 令和2年度末 | 目標 令和7年度末 | 実績 令和6年度末 | 令和6年度末時点での達成状況 |
|-----------------------------|------------------|------------------|--------------|--|
| 図書館ホームページの延べ閲覧ページ数（ページビュー数） | 1,398,489 ビュー | 1,600,000 ビュー | 集計不可 | 次期プランで指標自体を再検討 |
| インターネット予約貸出のうち他館受取冊数 | 3,757 冊 | 6,000 冊 | 6,554 冊 | 達成 |
| 図書館サポーターの延べ活動日数（人・日） | 7 人・日 | 今後設定 | 目標値見直し | R5.7 から書架整理等のボランティア活動再開。R6.7 から運営協力サポーター制度に拡充 概ね達成 |
| 図書館サポーターの登録者数（人）※ | | 22 人 | 20 人 | |
| 利用者アンケートの満足度（施設） | — | 4.5 以上 | 4.3 | 概ね達成 |
| 利用者アンケートの満足度（スタッフ） | — | 4.5 以上 | 4.4 | 概ね達成 |

※図書館サポーターの登録者数（人）は、ボランティア活動再開を受けて令和6年度に設定

第3章 プランの内容

I 基本理念及び目指す姿

県民一人ひとりの生涯学習の基盤となり、知の集積と循環によって、新たな知恵や活力を生み出し、県民の成長と地域の賑わいに貢献する図書館を目指します

【目指す姿】

- 県民誰もが生涯にわたり学び成長する多様な読書環境を提供し、県民のウェルビーイング向上に貢献している。
- 人々が集い、学び、交流し、新たな価値を創造する「知の拠点」として、県内図書館等と連携し、地域の課題解決や文化の継承・発展・創造的な活動を支えている。
- グローバル化やDX化の進展など変化の激しい現代社会に柔軟に対応し、多様性や包摂性のある共生社会の実現に寄与している。

II 3つの行動指針

「基本理念及び目指す姿」に到達するため、次の3点を行動指針とします。

【行動指針1 ときめく図書館】

本や人との出会いの場・情報の結節点として知の循環を促進し、県民誰もが生涯にわたりワクワク感（意欲、興味、関心）を持って学び続けられる空間とサービスを提供します。

【行動指針2 たよれる図書館】

県民の学びや地域課題解決等を支援する資料を集積し活用を図るとともに、県内図書館全体のサービス充実につながる連携を強化します。

【行動指針3 つながり・ひろがる図書館】

ICTの活用による利便性の向上と資料のデジタル化の推進により、県民誰もが図書館サービスを等しく享受できる環境づくりを進めるとともに、多様な主体との連携・協働を強化し、多岐にわたる県民ニーズや時代の要請に応える図書館サービスの充実を図ります。

III 3つの視点

「行動指針」を進めるにあたり、次の3つの視点を常に持って実践します。

【視点1 戦略的な情報発信】

伝えたい情報が必要とする人に確実に届くよう、ターゲット・コンテンツ・タイミングを想定し、多様なネットワークの活用を図りながら、効果的な情報発信を展開します。

【視点2 変化への対応】

人口減少やICT・デジタル化の急進、多文化共生社会の進展など、将来予測が困難で複雑な社会環境の変化に対して図書館が果たすべき役割を的確に実行します。

【視点3 図書館機能を活かした施策への貢献】

県教育振興計画や県総合発展計画等に掲げる施策展開に、積極的に貢献します。

IV 取組み方策

1 ときめく図書館 ～学びの意欲を喚起する空間とサービスの提供～

(1) 本との出会いを演出し、賑わいの拠点となる図書館づくり

- ① 地域、学校、NPO 等多様な主体と連携して実施する賑わいの創出
 - ・多様な主体と連携し、民間など外部の視点によるアイデアや企画等を取り入れた賑わいのある生涯学習活動の推進
 - ・多様な主体が図書館機能を活用して実施する取組みへの積極的な協力など外部資源を取り込んだ賑わいづくりの推進
- ② 知的探究心を刺激し、来館のきっかけとなる企画の実施
 - ・社会情勢・時節を捉えたタイムリーな企画展示をはじめ、県民と資料等を結ぶ多様な分野の企画展示や講座等の実施による県民の知的探究や課題解決への貢献
 - ・年間を通じた賑わいを創出するため、テーマ性やストーリー性のある企画展示やイベントを計画的に実施し、継続的な来館を促進
 - ・アクティブラーニンググループでのオンラインを活用したハイブリッド形式での講座等の積極的な開催による県全域での県立図書館の認知度向上と来館の促進
- ③ 遊学館内の施設や近接する施設との連携による生涯学習の拠点機能の充実
 - ・県生涯学習センターをはじめ、生涯学習の複合施設に所在する利点やカフェレストランが入居する特徴を活かした企画展示やイベント、情報発信の充実
 - ・「歴史文化ゾーン」を構成する文翔館、洗心庵及び教育資料館等と連携したエリアとしての賑わいづくりの推進
- ④ 縣人文庫の展示の充実等
 - ・常設する縣人文庫の展示内容の充実
 - ・縣人文庫展示者以外の先人の資料収集と次代を見据えた活用の検討
- ⑤ 県立図書館職員の専門性とホスピタリティの向上
 - ・社会環境の変化に対応した多様なサービスを提供するため、職員の専門的な能力や知識等を習得する研修の計画的な実施と外部研修の積極的な受講を促進
 - ・快適で居心地の良い図書館づくりの基本となるホスピタリティ向上のための定期的な研修等の実施

(2) 県民誰もが生涯にわたり利用できる図書館づくり

- ① 乳幼児期からの利用促進と読育の推進
 - ・物語への興味を喚起する読み聞かせや紙芝居、ストーリーテリング等を関係団体と連携して実施するなど子どもの成長に応じた読育の推進
 - ・「おはなしのへや」や「赤ちゃん休憩室(授乳室)」等の周知や利用促進、子どもの図書館への興味を引き付ける雰囲気づくりなど、親子が快適に利用できる館内環境づくり
 - ・乳児向け絵本の分かりやすい表示、絵本選びの参考となるテーマ・対象毎のおすすめ本の紹介など、保護者のニーズに沿った情報の提供

② 児童・生徒の利用促進と読書活動の推進

- ・子どもの郷土愛や豊かな感性を育むため、地域の歴史や文化をテーマにした企画展示やイベント等の充実
- ・絵画、工作、理科実験等子どもが親しみやすい分野の体験活動と合わせた読書活動の実施
- ・小中学生を対象とした図書館見学の積極的な受け入れや課題研究等に関する相談対応、若者の興味関心に即したティーンズコーナーの充実など、将来の継続的な利用にもつながる図書館への愛着づくり
- ・中高校生を対象とした企画展示やビブリオバトル等のイベントなどを通じた若年層への読書意欲の喚起
- ・アクティブラーニンググループをはじめ図書館機能を活用した探究型学習の実施など、教育機関と連携した県立図書館の活用方法等の周知広報の強化

③ ビジネス及びリカレント等の支援

- ・就職、起業、転職、職業能力開発や仕事・ビジネスに役立つ情報の充実と提供
- ・関係機関と連携した県内産業や企業等に関する情報提供やビジネスセミナー等の開催
- ・「大学コンソーシアムやまがた」等と連携した県内教育機関の情報提供等の実施
- ・UI ターンなど移住者に役立つ情報の充実と提供

④ 誰もが利用しやすい快適かつ安全安心なサービスの推進

- ・やさしく読める LL ブック、大活字本等アクセシブルな書籍の充実や関係機関との連携による対面朗読室やデージー図書の利用促進など、誰もが読書を楽しめる読書バリアフリーの推進
- ・障がい者や外国人などの多様な利用者に対応した分かりやすい案内や掲示等の充実
- ・防火や自然災害に対する防災訓練の定期的な実施や図書館での発生が想定される多様なトラブル等に対応する訓練等の実施

⑤ 県民の読書活動の推進

- ・春や秋の読書週間における企画展示やイベント等による、本に親しみ読書を楽しむ県民意識の醸成

【目標指標】

| 指標名 | 現況 令和6年度末 | 目標 令和12年度末 |
|-------------------|---------------------------|---------------------------|
| 新規利用登録者数 | 3,173人 | 各年度3千人以上 |
| 県民千人当たり貸出冊数 | 285冊 | 300冊 |
| イベント参加の満足度(5段階評価) | アンケートを実施した 全てのイベントで4以上 | アンケートを実施した 全てのイベントで4以上 |

2 たよれる図書館 ～県民を支える資料の収集・活用と県内図書館との連携強化～

(1) 県民の暮らしや課題解決、調査研究を支援する資料の収集と活用

① 「山形県に関する資料は県立図書館にある」ことを目指した郷土に関する資料の収集・保存とその効果的な活用

- ・郷土に関する資料について、新刊の収集と未所蔵資料の積極的な遡及収集
- ・郷土に関する資料を活用した地域の良さや課題等を知る企画展示やイベント等の充実
- ・県内地方公共団体の統計分析に関する資料等の積極的な収集
- ・県内企業や各種団体、学校等の記念誌、多様な探究の成果発表資料、県民の自伝など郷土資料に関する寄贈の積極的な受入れ
- ・県域における資料保存のセンター的機能の継続と地域内の円滑な相互協力の支援
- ・地域課題や利用者ニーズに対応したパスファインダー（調べ方ガイド）等の更新と充実

② 生涯にわたる県民の学びと希望の実現を支援する資料の充実

- ・県民からの多様化する資料要求に応える新刊資料の効果的な収集
- ・市町村図書館や学校図書館で所蔵するのが難しい専門書等について、連続性や関連性等を勘案し体系的に収集

③ 身近な課題の解決を支援する資料とレファレンス(調査相談)の充実

- ・健康・医療や子育て、ビジネスなど暮らしや仕事に役立つ新刊資料の充実
- ・郷土資料や専門書等の蔵書とオンラインデータベース等を活用したレファレンスによる県民の課題解決の支援

④ 安全安心に役立つ資料の収集保存と活用

- ・関係機関との連携による県内の災害記録等の積極的な収集と防災・減災への活用
- ・大規模災害時等における県内図書館の運営状況の把握と情報発信
- ・大規模災害時等における避難者への本の貸出など関係機関と連携した支援の実施

⑤ 県内地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料・情報の収集・提供及び効果的な活用

- ・先行事例を紹介する資料や新しい制度の解説資料、統計・分析に関する資料など政策決定や情報収集に役立つ資料等の充実
- ・行政等多様な主体と連携した地域課題解決に向けた取組みの充実

(2) 県内図書館全体のサービス充実に向けた県立図書館の役割の発揮

① 県立図書館の特性や役割を踏まえた県内図書館等への支援の充実

- ・セット貸出、一括特別貸出等の利用促進及びニーズや課題を踏まえたサービスの充実と周知広報の強化
- ・県立図書館と県内図書館との役割分担を踏まえた郷土資料や専門書等の充実及び相互貸借の推進
- ・図書館運営やレファレンス等に関する相談への対応と情報交換の実施
- ・学校教育研究会図書館部会等と連携協力した学校図書館への支援の充実

② 県内図書館を支える職員等の研修の充実

- ・受講ニーズや社会環境の変化を踏まえた専門性の高い研修の実施
- ・国立国会図書館の遠隔研修の活用など、多様な研修形態による研修の実施

③ 県内図書館との連携による重層的な図書館サービスの充実

- ・県全域での図書館利用を促進するため、県内図書館との連携による企画展示やイベント等の充実
- ・各館の現状や課題の把握、情報共有等を目的とした県内図書館との意見交換と巡回訪問の計画的な実施

④ 県外図書館等とのネットワークの推進

- ・全国的ネットワークの地域拠点機能を果たし、県外図書館等の情報収集と県内図書館等への情報提供

【目標指標】

| 指 標 名 | 現 況 令和6年度末 | 目 標 令和12年度末 |
|--------------------------------|---------------|----------------|
| パスファインダー数 | 55点 | 60点 |
| 相互貸借に係る県内市町村立図書館(室)の満足度(5段階評価) | 3.7 | 4以上 |
| 県内図書館等への延べ貸出回数(一括・セット) | 54回 | 65回 |
| 図書館職員研修の参加満足度(5段階評価) | 全研修で4以上 | 全研修で4以上 |

3 つながり・ひろがる図書館～デジタル化と連携協働によるサービスの充実～

(1) ICTを活用した利便性の向上とデジタル化の推進

① アクティブラーニンググループを活用した情報受発信の強化

- ・アクティブラーニンググループにおけるオンラインを活用したハイブリッド形式での講座等の積極的な開催による県全域への発信の強化
- ・アクティブラーニンググループと県内図書館等を繋いだオンラインイベントの開催
- ・アクティブラーニンググループを活用した県民の生涯学習の成果を発表する機会と場の提供

② インターネットによる情報発信の更なる強化

- ・利用者目線に立った使いやすく魅力的なホームページの構築に向けた、現ホームページにおける課題の整理と機能充実の検討
- ・情報の閲覧状況等の把握・検証を踏まえ、情報を届けたいターゲットを明確にした上で、ホームページや SNS 等各媒体の特性を活かした発信の強化

③ 電子書籍サービスの充実

- ・いつでも、どこでも利用でき、読書バリアフリーにも資する電子書籍サービスの利用可能なコンテンツの充実と周知広報の強化

④ 非来館型サービスの周知広報と利便性向上

- ・インターネット予約サービスや図書宅配サービス、電子書籍サービス等の利用促進を図るため、県内各地に出向き、現地での利用者カードの作成・交付などによる遠隔地域の利用促進及び周知広報の強化
- ・ウェブによるオンライン手続きの推進

⑤ 貴重資料のデジタル化による長期保存対策と利活用の推進

- ・劣化が著しく代替資料がない古文書や絵図など歴史資料のデジタル化の推進と ICT を活用した公開・活用
- ・学校における ICT 環境の進展を踏まえた学習活動に活用できる郷土資料等のデジタルアーカイブ化の推進
- ・マイクロフィルムや磁気テープ等のアナログ資料について、劣化防止のための計画的なデジタル化の推進

⑥ オンラインデータベースの活用の推進

- ・国立国会図書館が提供する図書館向けデジタル化資料送信サービスや NDL サーチ等の使い方講座やサービスを活用したイベント開催など、オンラインサービスの活用促進と周知広報の強化
- ・国立国会図書館が運営する「ジャパンサーチ」とのデジタルデータの連携の推進

⑦ レファレンスデータベースの充実

- ・県内図書館等と連携したレファレンス事例の充実
- ・図書館情報システムのレファレンス機能や国立国会図書館のレファレンス協同データベースを活用したレファレンスの効率化

(2) 連携・協働によるサービスの充実

① 県民や団体等との連携・協働によるサービスの充実

- ・ 図書資料の排架や書架の整理、企画展示やイベントの実施・補助、図書館情報の発信など図書館の業務を幅広く支援する運営協力サポーター制度の活用
- ・ 民間団体との連携・協働による助成金など外部資金を活用したイベント等の実施
- ・ 県内の書店や出版業の関係団体等との情報共有・連携強化
- ・ 外部の多様な媒体との連携協働による積極的な広報活動の展開

② 協働による賑わいづくりを推進するネットワークづくり

- ・ 協働の賑わいづくりを促進するための情報共有・意見交換の場づくり
- ・ 生涯教育に関する団体の活動や県民の学習の成果等を発揮する場の提供

③ 次代に引き継ぐ資料の積極的な寄贈受入れ

- ・ 散逸が危惧される貴重な資料や所蔵がなく県民に有益な資料等の積極的な寄贈受入れ
- ・ 寄贈に関する周知広報など県民等への働きかけの強化

④ ふるさと納税制度や雑誌スポンサー制度を活用した図書館機能の充実

- ・ 資料の充実を図るふるさと納税制度や雑誌スポンサー制度の積極的広報の推進
- ・ 各制度への協力を促進するインセンティブの検討

⑤ 県民のニーズや意見をくみ取る広聴と施設運営

- ・ 利用者アンケートや企画・講座・イベントの参加者アンケートの実施と活用
- ・ 県民のアイデアや企画、希望等を企画展示やイベント等に反映させるため、館内アンケートBOXの設置やメールでの意見募集等を検討
- ・ 機会を捉えた未利用者や非来館者からの意見聴取

【目標指標】

| 指 標 名 | 現 況 | 目 標 |
|-------------------------------|---------------|---------|
| | 令和6年度末 ※一部7年度 | 令和12年度末 |
| SNSの総フォロワー数 | 2,054人 | 5,000人 |
| インターネット予約貸出のうち他館受取冊数 | 6,554冊 | 7,000冊 |
| 図書館サポーターの新規登録者数 | 7人 ※R7.7 | 10人 |
| 利用者アンケートの満足度（施設） （5段階評価） | 4.3 | 4.5以上 |
| 利用者アンケートの満足度（スタッフ） （5段階評価） | 4.4 | 4.5以上 |

※「図書館サポーター」は、当該年度の7月から翌年度の6月までを登録期間としていることから、現況は令和7年7月時点の人数を記載。また、新規登録者数には、継続登録者は含まない。

山形県図書館協議会 委員名簿

(五十音順・敬称略、役職は委員就任時)

| 氏 名 | 所属名 ・ 職 名 |
|---------|--|
| 井 上 陽 子 | 株式会社アサヒマーケティング 子育て情報誌「マーメイド」編集長 |
| 大 沼 太兵衛 | 山形県立米沢女子短期大学 国語国文学科 准教授 |
| 小 関 裕 之 | 株式会社山形新聞社 編集局編集総務兼報道部長 |
| 菅 野 美奈子 | 株式会社溜々堂 代表取締役 特定非営利活動法人Yamagata 理事 事務局長 |
| 高 橋 一 枝 | 新庄市立図書館 館長 一般社団法人とらいあ 専務理事 |
| 藤 川 かん奈 | 合同会社Oriori 代表 |
| 前 田 洋 光 | 山形県学校図書館連絡協議会 副会長 (山形市立第四中学校 校長) |

「運営基本プラン（第2次）」の策定経過

| 期 日 | 委員会等 | 内 容 |
|------------|--------------------|--|
| 令和7年7月24日 | 令和7年度 第1回図書館協議会 | 次期プランの諮問 ・現プランの位置づけ及び次期プラン 策定の方向性及び現プランの成果及 び目標の達成状況等について意見交換 |
| 令和7年12月16日 | 令和7年度 第2回図書館協議会 | 次期プラン（素案）に関する意見交換 |
| 令和8年3月19日 | 答申 | 「運営基本プラン（第2次）」の答申 ・委員長から館長へ答申 |
| 令和8年3月25日 | 計画策定・公表 | 「運営基本プラン（第2次）」の策定 及び公表 |

山形盲学校のアスベスト調査結果及び今後の対応について

1 概要

山形盲学校については、建築後50年以上を経過し施設設備の老朽化が深刻である状況を踏まえ、同じく老朽化が課題となっている上山高等養護学校の敷地内に、両校を併置する形で改築整備を行う計画としている。

改築整備完了後の現校舎の解体に向けた事前準備として、アスベスト調査を実施したところ、音楽室において天井の吹付け材にアスベストの含有が確認された。それを踏まえ、同室の使用を中止し、アスベストの粉塵濃度を測定した結果、飛散は検出されなかった。

2 調査の概要

(1) 調査実施校

県立山形盲学校（上山市金谷字金ヶ瀬 1111 番地）

(2) 調査期間

令和7年10月24日から令和8年3月19日

(3) 調査結果（吹付け材にアスベストの含有が確認された箇所）

| 棟名称 | 建築年度 | 確認箇所 | 石綿含有 定性分析 | 粉塵濃度測定（※2） （本/L） |
|-------|------|-------|------------------|----------------------|
| 管理教室棟 | S44 | 音楽室天井 | 検出 （レベル1（※1）） | 0.5未満（※3） （飛散検出無） |

※1 飛散性が著しく高いとされるレベル

※2 音楽室の使用を中止（代替教室を確保）し、室内のアスベスト粉塵濃度を測定

※3 環境省が飛散・漏洩の確認の目安としている「空気1リットル当たりのアスベスト繊維数が1本」を下回る結果

3 今後の対応

児童生徒・保護者への丁寧な情報提供に努めるとともに、早期に対策工事（アスベストを除去）を実施し、児童生徒の安全安心な学習環境の確保を図る。

【参考】

<山形盲学校及び上山高等養護学校改築整備スケジュール>

- ・ R8. 2月～R9. 6月 上山高等養護学校新校舎建設
- ・ R9. 8月～R10. 1月 〃 旧校舎解体
- ・ R10. 2月～R11. 4月 新体育館・新寄宿舍建設（両校で共用）
- ・ R11. 6月～11月 上山高等養護学校旧寄宿舍解体
- ・ R11. 12月～R13. 3月 山形盲学校新校舎建設
- ・ R13. 4月～9月 山形盲学校旧校舎解体

以上

県外志願者受入れ制度に係る要綱の一本化について

1 県外志願者受入れ制度について

- ① 県外志願者受入れ制度は、平成29年度に「山形県公立高等学校一般入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」（「要綱1」とする）が策定され、一般入学者選抜で開始された。
 【対象校】i. 県内唯一の学科を設置している学校 ii. 地域との連携が確立されている1学級規模の学校
 【条件】直近5年間における志願倍率の平均値が1倍に満たないこと
- ② 令和3年度に1学級規模の学校については、推薦入学者選抜から受入れができるように、「山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」（「要綱2」とする）として、「要綱1」とは別の要綱が策定された。
- ③ 令和5年度に「要綱1」の対象を全学科に拡大するとともに、推薦入学者選抜での受入れを可能とした。
- ④ 令和7年度から前期（特色）選抜及び後期（一般）選抜の導入により、下表のようになった。

| 要綱 | 要綱1 | 要綱2 |
|------|--|--|
| 対象校 | ・直近2年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して9割に満たない学科がある学校（当該学科のみ） | ・全日制の課程で入学定員40名の学校のうち、学校と地域との連携が確立している学校（分校含む） |
| 受入人員 | 前期（特色）選抜及び後期（一般）選抜合わせて10%。ただし直近2年の合格者割合が8割未満は20%程度まで | 前期（特色）選抜 8名程度まで 後期（一般）選抜 2名まで |
| 手続き | 申請 → 山形県立高等学校県外志願者受入審議委員会による審議 | 届出 |

< 今回の改正の趣旨 >

県外志願者の受入れを一層推進するため、2つの要綱を今年度から一本化し、下記のとおり改正するもの。

2 改正後の要綱のポイント

(1) 受入れ基準

直近2年における入学定員に対する県内志願者の合格者の割合が連続して9割を満たさない学科がある学校（第3条-1）

(2) 受入れ人員（第4条）

県外志願者の募集人員は、入学定員の最大50%までとし、当該校の入学定員から県内志願者の合格数を差し引いた人数の直近2年の平均値の範囲内において、受入れ可能数を毎年学校が定める。

※ 前期（特色）選抜と後期（一般）選抜の募集の配分についても、学校が定める。

(3) 届出

① 受入れ条件を満たす学校が、県外志願者受入れの実施を希望する場合、校長が教育長に届出を行う。（第3条-2）

② 校長は県外志願者について、地元自治体の協力を得るなどして、住居等の見通しが立ち、受入れ可能であることを確認のうえ届け出る。（第3条-3）

③ 県外志願者受入れから3年が経過するたびに、学校は再度届出を行う。（第3条-4）

(4) その他

現行の要綱に基づき、既に県外志願者受入れを実施している学校について、今後も引続き実施を希望する場合は、新要綱制定後に改めて届出を求める。

山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱

山形県教育委員会

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがある場合を除き、山形県公立高等学校入学者選抜（以下「入学者選抜」という）における県外からの志願者受入れに関する事務手続その他必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 山形県立高等学校（分校を含む。）をいう。
- (2) 志願者 前期（特色）選抜及び後期（一般）選抜における入学志願者をいう。
- (3) 県内志願者 志願者のうち保護者とともに県内に居住する者をいう。ただし、一家転住等や「通学の便」を理由として教育長が志願を許可した者は県内志願者とみなす。
- (4) 県外志願者 (3)以外の志願者をいう。
- (5) 学科 山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月教育委員会規則第3号）別表第1に定める設置学科のうち大学科をいう。

第2章 県外志願者受入れ

(県外志願者受入れの届出)

第3条 入学者選抜において県外志願者の受入れを実施できるのは、直近2年における入学定員に対する県内志願者の合格者の割合が連続して9割を満たさない学科がある学校とする。この場合、県外志願者の受入れは、当該学科に限るものとする。

- 2 校長は、入学者選抜において県外志願者の受入れを実施する場合、別に定める期日まで山形県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に届け出なければならない。
- 3 校長は県外志願者について、地元自治体の協力を得るなどして、住居等の見通しが立ち受入れ可能であることを確認のうえ、届け出るものとする。
- 4 校長は、届出後3年が経過したのち、入学者選抜において県外志願者の受入れを継続して実施する場合、改めて届け出なければならない。

(受入れ人員)

第4条 県外志願者の募集人員及び合格者の人員は、原則として学校が次のように定める。

(1) 県外志願者の募集人員は、入学定員の最大50%までとし、当該校の入学定員から県内志願者の合格数を差し引いた人数の直近2年の平均値の範囲内において、受入れ可能数を毎年定める。

なお、前期(特色)選抜及び後期(一般)選抜の募集人員の配分についても、学校が定める。

(2) 前期(特色)選抜における募集人員は、県外志願者の受入れを実施する小規模校(全日制の課程で入学定員40名の学校)においては、定員の5%以上70%以内で定める。

(3) 後期(一般)選抜において、志願倍率が1倍を超えない場合は、学校が定める県外志願者の募集人員を超えて県外志願者を合格とすることができる。

第3章 補則

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、県外からの志願者受入れに関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月21日から施行する。

議第 1 号

博物館法に基づく博物館の登録について

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 11 条の規定により、次のとおり博物館の登録を行う。

- 1 登録年月日及び記号番号
令和 8 年 4 月 24 日
山形第 4 号
- 2 設置者の名称及び住所
天童市
天童市老野森一丁目 1 番 1 号
- 3 名称
天童市美術館
- 4 所在地
天童市老野森一丁目 2 番 2 号

提 案 理 由

博物館法第 12 条の規定による博物館の登録申請があったので、提案するものである。

令和 8 年 4 月 24 日提出

山形県教育委員会

教育長 須 貝 英 彦

博物館法に基づく博物館の登録について

1 天童市美術館の概要

天童市美術館は、県内初めての公立美術館として平成2年10月に開館。(設置は6月)国内外の優れた美術作品を公開する企画展示と、今野忠一、熊谷守一、豊田豊といった作家の作品収集や展示を軸としている。

2 山形県博物館登録等審査会における審査の概要

(1) 開催日

令和8年3月27日(金)

(2) 構成員

| | | | |
|-----|-------------------|---------|-------|
| 会 長 | 山形県教育局生涯教育・学習振興課長 | 飯野 典朗 | |
| 審査員 | 山形県立博物館副館長兼学芸課長 | 矢野 純嗣 | |
| 〃 | 〃 | 研究調査専門員 | 山口 真 |
| 〃 | 〃 | 学芸員 | 稲垣 圭祐 |

(3) 審査方法

博物館法及び山形県博物館登録審査基準に基づき、申請書類及び実地調査により審査

(4) 審査結果(詳細は別紙参照)

博物館法第13条第1項各号に規定する博物館の登録要件のいずれにも該当すると認められるため、博物館の登録を行うことが適当であるとの結論に達した。

博物館登録の審査結果

申請者名 天童市
 博物館名 天童市美術館

| 博物館の登録要件（博物館法第13条第1項各号） | | 適否 |
|-------------------------|---|----|
| 1 設置者 | 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人 | — |
| | (1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。 | — |
| | (2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。 | — |
| | (3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。 | — |
| | 当該申請に係る博物館の設置者が、法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。 | ○ |
| 2 博物館資料に関する調査研究を行う体制 | (1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。 | ○ |
| | (2) (1)の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。 | ○ |
| | (3) (2)に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。 | ○ |
| | (4) 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。 | ○ |
| | (5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。 | ○ |
| | (6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。 | ○ |
| | (7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。 | ○ |
| 3 他の職員の配置 | (1) 2(1)の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。 | ○ |
| | (2) 学芸員が置かれていること。 | ○ |
| | (3) 2(1)の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。 | ○ |
| 4 施設及び設備 | (1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。 | ○ |
| | (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。 | ○ |
| | (3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。 | ○ |
| | (4) 高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。 | ○ |
| 5 開館日数 | 1年を通じて150日以上開館すること。 | ○ |

別紙（学識経験者の意見書）

令和8年3月31日

山形県教育委員会教育長 殿

山形県立博物館長 舟山 和彦

博物館の登録について（回答）

令和8年3月4日付け生学第485号により依頼のありましたこのことについての意見は下記1のとおりであり、当該施設を登録することは

- 適切と認めます。
- 下記2の条件を付して、適切と認めます。

記

1 意見

- ・天童市美術館は県内初の公立美術館であり、館員の不断の努力により、地域に密着した美術館として、展示事業及び教育普及活動において特色ある活動を継続しておこなってきたことを、実地調査において確認した。
- ・昨年度、施設・設備の大規模な改修工事がおこなわれたが、新たにエレベーターが設置されるなど、インクルーシブ的な視点も大いに取り入れられている。また、展示室、収蔵庫等もしっかりと管理されており、登録施設として十分にふさわしい諸条件を満たしている。
- ・隣接する文化施設等とより連携を深めながら、地域の文化・観光・交流の拠点として、改正博物館法の趣旨を体現する美術館となることを大いに期待したい。

議第 2 号

博物館法に基づく博物館に相当する施設の指定について

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 31 条第 1 項の規定により、次のとおり博物館に相当する施設の指定を行う。

- 1 指定年月日
令和 8 年 4 月 24 日
- 2 設置者の名称及び住所
株式会社ソーゴエンタープライズ
天童市鎌田本町一丁目 1 番 30 号
- 3 名称
広重美術館
- 4 所在地
天童市鎌田本町一丁目 2 番 1 号

提 案 理 由

博物館法施行規則第 23 条の規定による博物館に相当する施設の指定申請があったので、提案するものである。

令和 8 年 4 月 24 日提出

山形県教育委員会
教育長 須 貝 英 彦

博物館法に基づく博物館に相当する施設の指定について

1 広重美術館の概要

広重美術館は、平成9年（1997）4月に浮世絵専門美術館として開館し、株式会社滝の湯ホテルが収集した、初代～五代広重を中心とする浮世絵約1,500点を収蔵している。作品保護のため毎月作品を入れ替え、浮世絵の楽しみ方や江戸文化など、さまざまなテーマで企画展を開催するとともに、講演会、ワークショップ、バーチャル美術館など、浮世絵やアートに親しむイベントを実施し、浮世絵の調査・研究にも取り組んでいる。

2 山形県博物館登録等審査会における審査の概要

(1) 開催日

令和8年3月27日（金）

(2) 構成員

| | | | |
|-----|-------------------|---------|-------|
| 会 長 | 山形県教育局生涯教育・学習振興課長 | 飯野 典朗 | |
| 審査員 | 山形県立博物館副館長兼学芸課長 | 矢野 純嗣 | |
| 〃 | 〃 | 研究調査専門員 | 山口 真 |
| 〃 | 〃 | 学芸員 | 稲垣 圭祐 |

(3) 審査方法

博物館法及び山形県博物館に相当する施設指定審査基準に基づき、申請書類及び実地調査により審査

(4) 審査結果（詳細は別紙参照）

博物館法施行規則第24条第1項各号に規定する指定要件のいずれにも該当すると認められるため、博物館に相当する施設の指定を行うことが適当であるとの結論に達した。

博物館登録の審査結果

申請者名 株式会社ソーゴエンタープライズ

博物館名 広重美術館

| 博物館に相当する施設の指定要件（博物館法施行規則第24条第1項各号） | | 適否 |
|------------------------------------|---|----|
| 設置者 | 1 当該申請に係る博物館の設置者が、法第19条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。 | ○ |
| 博物館資料に関する調査研究を行う体制 | 2 (1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。 | ○ |
| | (2) (1)の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。 | ○ |
| | (3) (2)に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。 | ○ |
| | (4) 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。 | ○ |
| | (5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。 | ○ |
| | (6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。 | ○ |
| | (7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。 | ○ |
| 他の職員の配置 | 3 (1) 2(1)の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。 | ○ |
| | (2) 学芸員に相当する職員が置かれていること。 | ○ |
| | (3) 2(1)の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。 | ○ |
| 施設及び設備 | 4 (1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。 | ○ |
| | (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。 | ○ |
| | (3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。 | ○ |
| | (4) 高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。 | ○ |
| 設備の公開 | 5 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。 | ○ |
| 日数 | 6 1年を通じて100日以上開館すること。 | ○ |